

第2章 坂戸市をとりまく環境

1 環境をめぐる社会の動き

2 坂戸市の概況

3 前計画の検証

4 今後に向けた視点

1 環境をめぐる社会の動き

近年の環境をめぐる社会の動きを、「世界」「国」「埼玉県」の視点から整理しました。

環境全般

気候変動

世界の動向

●持続可能な開発目標（SDGs）▶コラムP12

平成 27（2015）年 9 月「国連持続可能な開発サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は Sustainable Development Goals の略で、2030 年までに達成すべき具体的な目標のことです。

これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。

●パリ協定

平成 27（2015）年 12 月に発効されました。先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施すること等が規定されました。

●グラスゴー気候合意

令和 3（2021）年 11 月「COP26」にて、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力や、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。

国の動向

●第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に策定され、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造や「SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことが掲げられました。環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際等に関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

●2050 年カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月、「2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことが宣言されました。これを受け、令和 3（2021）年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。

また、同年 11 月に、既に生じている温暖化による影響に対応するため、気候変動適応計画も改訂されました。

埼玉県の動向

●埼玉県環境基本計画

令和 4（2022）年 3 月に策定され、①温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり、②安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり、③あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくりの 3 つについて 21 世紀半ばを展望した長期的な目標として設定し、環境の保全と創造に関する 8 つの施策の方向を示しています。

●埼玉県地球温暖化対策実行計画

区域施策編では、令和 2（2020）年 3 月に令和 12（2030）年度までを計画期間とする第 2 期計画を策定していますが、令和 5（2023）年 3 月にこれを改正し、2050 年のカーボンニュートラルの実現等を掲げ、令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成 25（2013）年度比 46%削減に引き上げました。

事務事業編においても、同様に 46%以上削減するとともに、更に 50%の高みに向けて挑戦するとしています。

資源循環

●バーゼル条約

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。第14回会議では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年6月「G20大阪サミット」にて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

●第四次循環型社会形成推進基本計画

●食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元（2019）年5月に、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として成立し、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減する目標を掲げています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和3（2021）年6月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律を施行しました。

●第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (埼玉県食品ロス削減推進計画)

埼玉県は、全国第5位の人口規模から廃棄物排出量は全国的に高い水準である一方、都市化が進んだことで最終処分場の確保は困難な状況です。また、経済との両立等の様々な課題がある中で、社会的にも影響が大きく新たに生じた①食品ロスの削減、②プラスチック資源の循環的利用の推進、③廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用について、県の計画の重要課題として位置付けています。

生物多様性

●昆明・モンリオール生物多様性枠組

「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が令和4（2022）年12月に採択されました。生物多様性の観点から2050年までに「自然と共生する世界」を達成するため、地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等が目標とされています。

●生物多様性国家戦略と30by30

令和5（2023）年3月に世界目標の達成に向けて「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。2050年ビジョンに「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標に「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げています。

また、30by30目標の国内達成に向けてロードマップを公表したほか、自然保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域を「自然共生サイト」に認定する制度が創設されています。

●埼玉県生物多様性保全戦略

県内の生物多様性の保全及び影響を回避又は最小に留めつつ、持続可能な利用の実現に向けて、3つの基本戦略が定められています。この基本戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資する取組内容が示されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、全世界共通の国際目標として平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、地方公共団体等の多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すことが求められています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

資料：外務省「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

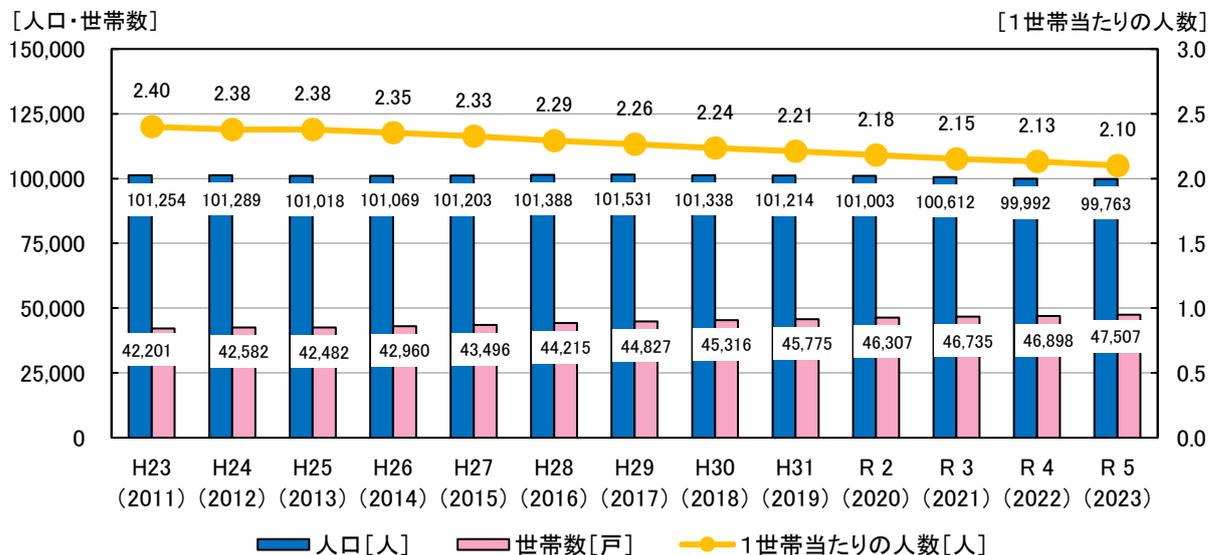
2 坂戸市の概況

2-1 人口・世帯数

令和5（2023）年1月1日現在の人口は99,763人、世帯数は47,507世帯となっています。平成23（2011）年以降、人口は微増減を繰り返しながら推移し、平成29（2017）年をピークにゆるやかな減少傾向がみられます。1世帯当たりの人数は、平成23（2011）年の2.40人から令和5（2023）年には2.10人へと減少しています。

将来の人口推計は、長期的に減少傾向が示されており、令和42（2060）年には人口が約70,560人まで減少すると推計されています。

人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移

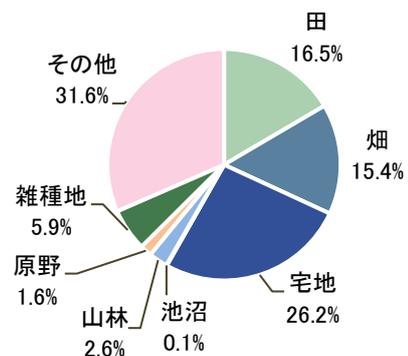


資料：統計坂戸（令和3年度版）、町・字別世帯人口表（令和4年・5年）

2-2 土地利用

地目別の構成面積は、令和3（2021）年時点で田が676.8ha（16.5%）、畑が632.9ha（15.4%）、宅地が1,076.4ha（26.2%）であり、これらが市域の約6割を占めています。

地目別構成面積（令和3年）



※ 端数を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

資料：統計坂戸（令和3年度版）

2-3 産業

● 事業所及び従業者数

令和3（2021）年時点で、第一次産業が4事業所・9人、第二次産業が495事業所・7,708人、第三次産業が2,161事業所・22,212人となっており、第三次産業の比率が高くなっています。全産業のうち、最も事業所数が多いのは「卸売業、小売業」の552事業所（20.8%）、最も従業者数が多いのは「製造業」の6,136人（20.5%）となっています。

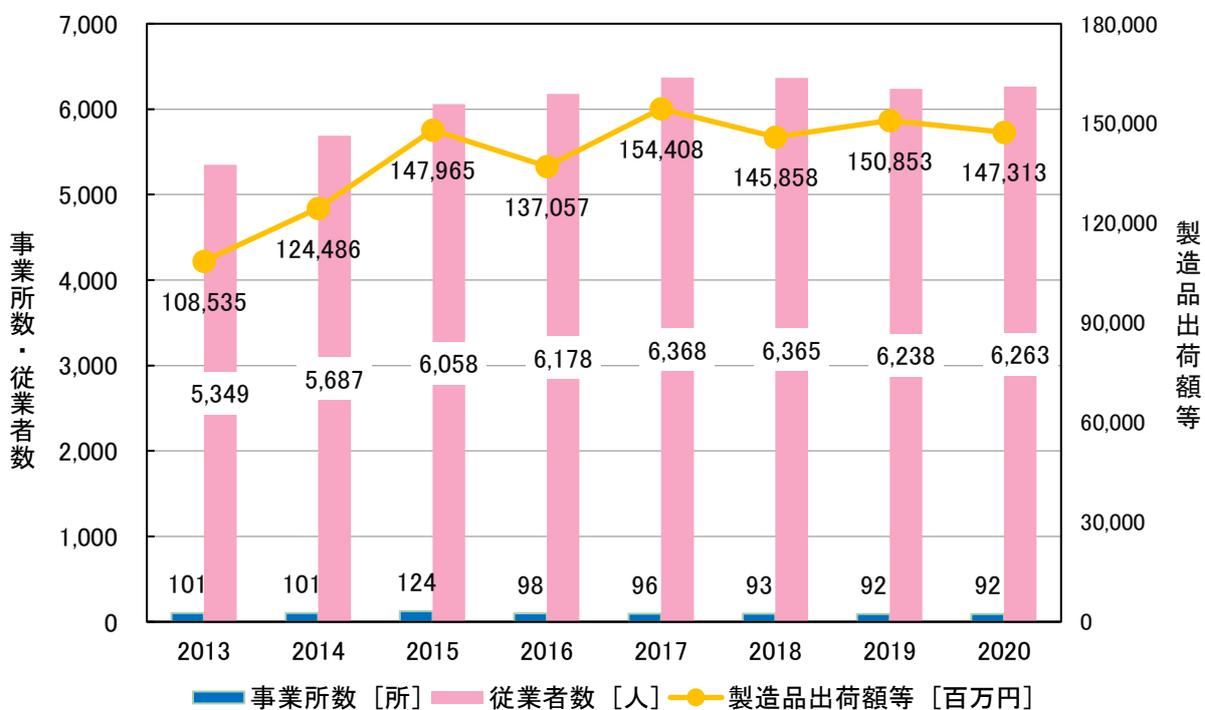
● 工業

事業所数は、平成27（2015）年の124事業所をピークに減少傾向にあり、令和2（2020）年は、92事業所となっています。

従業者数は、平成27（2015）年以降増減を繰り返していますが、概ね6,000人台の前半で推移しています。

製造品出荷額等も、平成27（2015）年以降増減を繰り返していますが、概ね1,450億円から1,550億円で推移している状況です。

工業における事業所数・従業員数と製造品出荷額等の推移

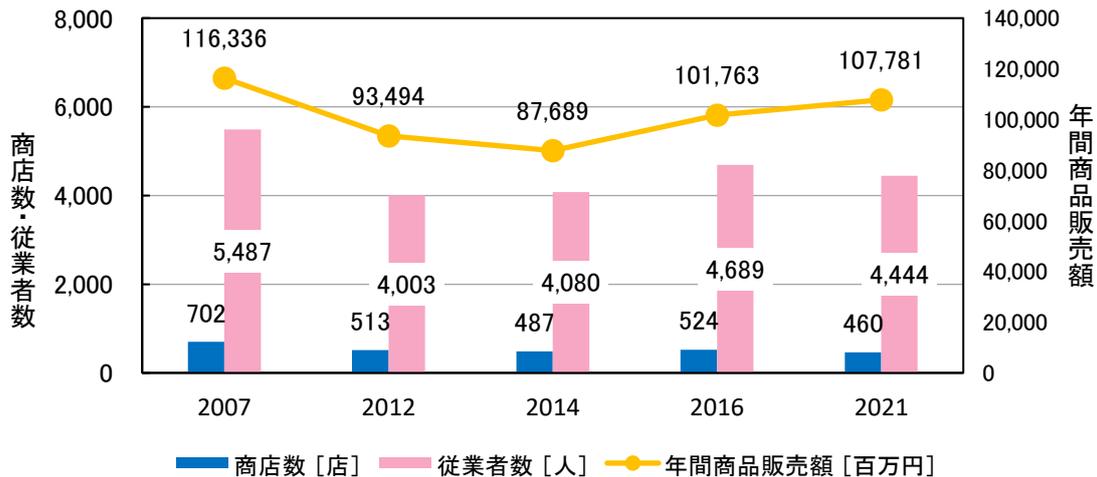


資料：2015年、2020年は経済センサス活動調査（総務省）、その他は工業統計調査（経済産業省）

● 商業

商店数、従業者数、年間商品販売額ともに、平成 19（2007）年から平成 26（2014）年にかけて減少傾向にありましたが、その後、商店数、従業者数は増減しているものの、年間商品販売額は増加傾向に転じています。令和 3（2021）年は、商店数が 460 店、従業者数は 4,444 人、年間商品販売額は約 1,078 億円となっています。

商業における事業所数・従業員数と年間商品販売額の推移



資料：2007 年～2014 年は商業統計調査（経済産業省）、2016 年・2021 年は経済センサス活動調査（総務省）

2-4 交通

鉄道は、東武東上線の若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、東武越生線の西大家駅があり、東京・神奈川方面へのアクセスに優れています。高速道路は、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市内を走っており、インターチェンジも整備されています。また、国道 407 号が市内のほぼ中央部を南北方向に走っており、市内の道路網の骨格となっています。

市内の自動車保有台数は、平成 28（2016）年度以後、67,000～68,000 台の間で推移しており、ほぼ横ばいとなっていますが、軽自動車の保有台数は増加傾向にあります。



3 前計画の検証

坂戸市環境報告書において公表している各指標の達成度（以下、【取組指標評価】）及び現況調査並びに市民意識調査の結果※から把握した環境指標・満足度・向上度（以下【成果指標評価】）による定量的な評価に加え、昨今の社会的な動向等の定性的な評価を踏まえて、前計画の総括評価を実施しました。結果は以下のとおりです。

※市民意識調査は、本計画策定のため令和4年度に実施したもので、参考資料のP93～P98をご覧ください。

基本方針	総評	結果
I 地球にやさしい 循環型社会のまち (地球環境)	<p>【取組指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前計画における取組が適切に実施されており、概ね目標達成に近づいています。住宅用太陽光発電システム補助等は、蓄電池との併用等二ーズの変化があることから、目標項目の見直しが必要です。 <p>【成果指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市域のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、国の基準年度（平成25(2013)年）と比較し、順調に減少しているものの、「地球温暖化に配慮した暮らし」の満足度は高くなく、取組の強化が必要です。 ●プラスチック資源循環促進法の施行により、製品プラスチックの再資源化が努力義務となったことから、更なるごみの減量に向けて、取組の強化が必要です。 	<p>B</p> <p>前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し</p>
II 美しい緑にあふれ、 清流が流れるまち (自然環境)	<p>【取組指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑化活動や環境学館いずみによる自然調査等、前計画の取組が実施されていますが、保存樹林の指定面積等の目標は達成できていない状況です。 <p>【成果指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標は達成されていませんが、市民の自然や生きものの豊かさへの満足度は高い状況であり、また、希少な動植物も継続して確認されていることから自然や生物多様性は良好な状況が維持されているといえます。 ●水循環基本法の改正を踏まえ、滝不動の湧水等をもつ本市においても、水が本市のみならず、流域共有の財産であることを再認識し、流域の地方公共団体と連携しながら健全な水循環を維持していくことが必要です。 ●樹林地や農地等は、雨水貯留や雨水地下浸透機能により、大雨等の被害を軽減するグリーンインフラ^{▶①}としての防災・減災の視点も含めたうえで、健全な水循環の形成、樹林地や農地の保全の重要性を示していくことが必要です。 	<p>B</p> <p>前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し</p>

【総合評価基準】

「取組指標評価」及び「成果指標評価」をもとに、施策等の見直しの必要性を含めて総合的に評価したものです。

A：前計画の方針、事業を継続

B：前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し

C：前計画の方針、事業内容等を再検証

基本方針	総評	結果
<p>Ⅲ 健康で安心して暮らせるまち (生活環境)</p>	<p>【取組指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前計画における取組が適切に実施されており、概ね良好な環境状態を維持しています。 ●水質は、流域の下水道整備率等が増加しているものの、河川の大腸菌群数の環境基準の達成状況に変化がないため、継続的な対策が必要です。 	<p>A 前計画の方針・事業を継続</p>
<p>Ⅳ 身近に緑が感じられる潤いのある快適なまち (快適環境)</p>	<p>【取組指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前計画の取組が実施されており、公園整備等は順調であるものの、まちの緑化等の身近なみどりに関連する目標は達成できていません。 <p>【成果指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちなかのみどりの満足度は充足していますが、地域の緑化活動の参加割合は15%に満たない状況です。減少しつつある身近なみどりの確保にあたり、市民・事業者の協力による取組の改善が必要です。 ●気候変動の影響による風水害の被害のリスクが想定されますが、「災害などからの安全性」の満足度は高くなく、更なる気候変動災害に備えた安全・安心なまちづくりの取組が必要です。 	<p>B 前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し</p>
<p>Ⅴ 一人一人が環境を学び、行動するまち (参加・学習)</p>	<p>【取組指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前計画の取組が実施されており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでは、環境学館いずみの利用者数等は増え、目標達成に近づいていた状況です。 ●環境教育プログラム等環境学習関連事業の参加者数は減少傾向にあります。講座やイベント等の情報発信の方法の検討が必要です。 <p>【成果指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民の満足度が充足していないため、既存施策の改善・拡充が必要です。 	<p>B 前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し</p>

▶① グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・住居環境の向上や防災・減災等多様な効果を得ようとすることをいう。

4 今後に向けた視点

4-1 計画策定に向けた新たな視点

国内外の動向を踏まえ、本計画の策定にあたっては、新たに次の視点を取り入れた施策を展開していくこととします。

●環境・経済・社会の統合的な課題解決	国連持続可能な開発サミットを受け、国の第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に基づき、環境・経済・社会の統合的な課題解決に取り組む考え方が盛り込まれています。環境対策においても、温室効果ガスの排出削減、緑地の保全、生活環境の良好化等直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災、経済の活性化等地域の経済や社会等の様々な課題解決につながるものと考えます。
●2050年脱炭素社会の実現	「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、これまでの「排出抑制・低炭素」の考え方から「排出削減・脱炭素」へとシフトを図り、徹底的な省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、建築物や移動手段の脱炭素化等、地球温暖化対策の底上げと強化を図る必要があります。
●循環経済▶コラム P20 (サーキュラーエコノミー)への移行	循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R▶①の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、今後持続可能な経済成長や発展を実現するため重要とされています。環境分野においても、この考え方に基づき、商品・サービスの選択・購入、ごみにしない仕組みづくり、食品ロスの削減等様々な課題に取り組むことが必要です。
●気候変動に適応するレジリエント▶②なまちづくり	顕著化する気候変動の影響によるリスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していくことが必要です。防災・減災につながるグリーンインフラや災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギー等災害にも有効なレジリエントなまちづくりを進めていくことが重要です。

▶① 3Rとは、リデュース（Reduce：ごみを減らす）、リユース（Reuse：再利用する）、リサイクル（Recycle：再資源化する）の3つのR（アール）の総称をいう。

▶② レジリエントとは、防災分野や環境分野においては、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

4-2 各分野における検討すべき主な課題

前計画の検証内容や計画策定に向けた新たな視点を踏まえ、各分野における検討すべき主な課題を整理しました。

脱炭素社会

これまでの取組により、省エネルギー行動が日常に定着してきていますが、脱炭素社会の実現に向け更なる取組が必要です。

- ① 再生可能エネルギーの導入の加速
 - ② エネルギー消費量削減の取組の一層の拡充
 - ③ 脱炭素型まちづくりの推進
- 等

循環型社会

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が減少していないため、ごみの減量化に向けた更なる啓発のほか、循環経済の考え方に基づき、身近な問題から着手していくことが必要です。

- ① ごみの減量化・資源化の取組の継続的な推進
 - ② 食品ロスの削減
 - ③ プラスチックごみの削減・循環経済への移行
- 等

自然・みどり、 生物多様性

市内の多様な生きもの、豊かなみどりや水辺、湧水等は市民にとって大切な資源であることを認識し、継続的な環境保全に努めるとともに、グリーンインフラの視点から取り組む必要があります。

- ① 水辺の保全と健全な水循環の確保
 - ② まとまったみどりの保全とまちなかのみどりの創出
 - ③ 生物多様性の保全と理解の促進
- 等

安全・安心

従来の公害対策や不法投棄の解消等に加え、深刻化する自然災害等から市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図る必要があります。

- ① 公害対策の継続的な実施
 - ② 快適な生活環境の確保
 - ③ 持続可能でレジリエントなまちづくり
 - ④ 気候変動に対する適応策の推進
- 等

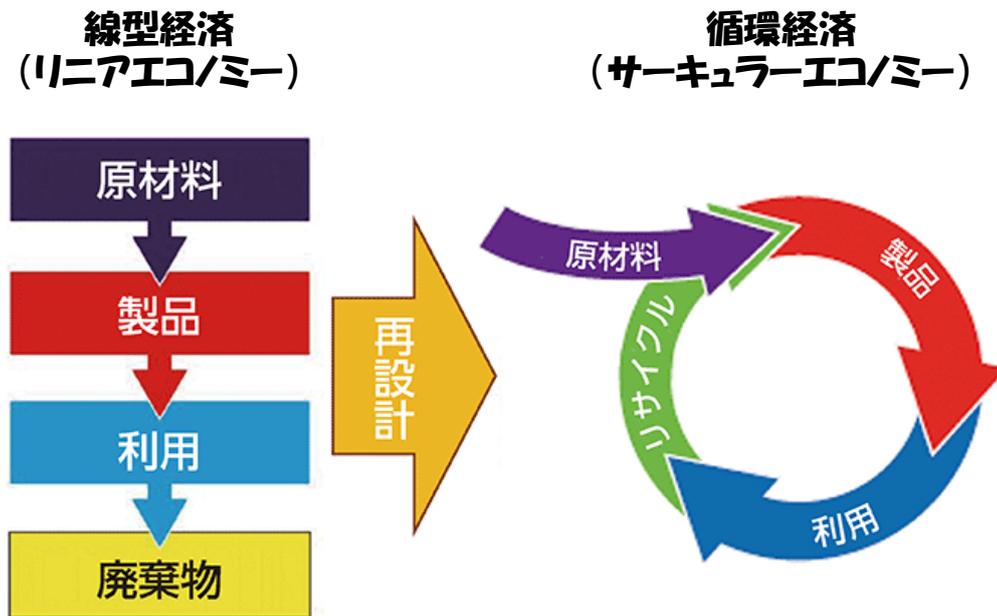
環境教育・学習、 情報発信

環境学習関連事業の参加者数は減少傾向にあるため、ICT 等の活用や情報発信のあり方等更なる取組の強化が必要です。

- ① 多様な世代に向けた環境教育・環境学習の推進
 - ② 事業者に向けた環境教育・環境学習の推進
 - ③ 環境関連情報の受発信の改善
 - ④ 環境活動の拡大
- 等

従来の 3R の取組に加え、資源の利用と消費の量を抑えつつ、今ある資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済活動のことを、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」といいます。大量生産・大量消費を前提として、資源の循環利用を想定していない「線型経済（リニアエコノミー）」の反対の概念として位置付けられます。

大量生産・大量消費型の経済活動は、気候変動問題や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、様々な環境問題にも密接に関係していることから、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の流れとなっています。



資料：環境省「令和 3 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」